



監 第 3 7 号
令和 7 年 1 2 月 2 3 日

琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司

琴浦町監査委員 田中 肇

定期監査報告書

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査（令和 7 年度上期分）を実施したので、同条第 9 項の規定により報告する。

1 監査の期間

令和 7 年 11 月 10 日（月）・11 日（火）・27 日（木）の 3 日間

2 監査の対象

（1）対象部局

全部局

（2）対象業務

令和 7 年度上期に執行された収入・支出事務、契約事務及び財産管理事務等

3 監査の実施方法

各部局から共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に関係書類の提出を求め、管理職及び関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど、適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

4 監査結果

全体としては、現行の条例等の諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 監査意見

(1) 滞納整理について

令和7年度上期の住宅新築資金貸付事業を除く町民税等の徴収済み額は1,530,328千円であり前年同月1,430,261千円と比較して100,067千円、徴収率の比較では1.2%改善されている。

徴収率の向上には、滞納者の滞納原因をなくし生活再建による担税力の回復も重要な要素となる。徴収事務能力が高い職員が現役のうちにその進め方についてノウハウを共有し公平な徴収事務が行われるよう、滞納整理部会・マニュアルの活用等を通じて徴収力の向上を図られたい。

(2) 建設工事の管理について

新ふなのえこども園・成美地区公民館建設工事では令和5年12月に着工、令和7年8月完成と契約から完成まで長期にわたっている。

この間、材料費高騰や人件費の上昇等により3回の契約変更が行われ、当初の契約金額875,270千円から1,051,272千円と、176,002千円の大幅な増加となっている。

着工後に予期せぬ事故があり工事が進まなかったとのことだが、工期の延長は物価高騰等で計画以上の支出を伴うことになる。

今後も公共施設の修繕・撤去等多くの事業が予定されており、計画の精度が工事完了時の支出に影響を与えることを考慮し、しっかり準備したうえで取組んでいただきたい。

(3) 補助金・委託費の有効活用について

前回の監査報告書で指摘させていただいたところであるが、補助金・委託費の支出が多くなっている。町の活性化のための費用として必要な事業ばかりとは考えるが、長期にわたって同じ取組みをしている事業や支出科目が担当課によって統一されていないことが散見される。

補助金等の検査に当たっては、補助金等支出団体等との意見交換を行い、団体等の思いや町の行政課題等を共有することにより予算が有効に活用されるよう取組まれたい。